

アスベスト関連 「八つの義務化」への対応！

～違反者は6か月以下の懲役
または50万円以下の罰金～



一般社団法人

ステキ信頼リフォーム推進協会





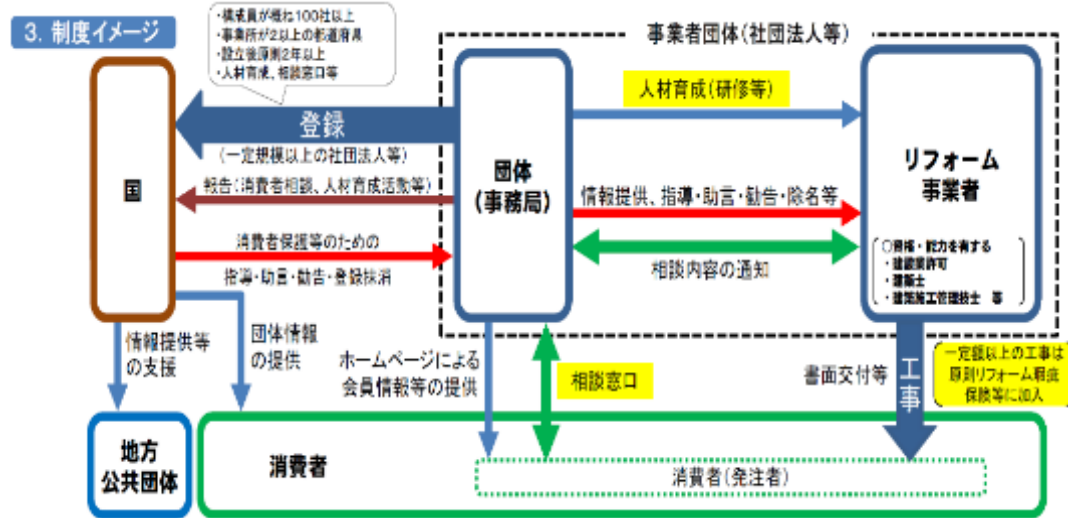
一般社団法人
ステキ信頼リフォーム推進協会



のご紹介

住宅リフォーム事業者登録団体制度

「安心R住宅」制度



既存住宅の流通促進に向けて、「不安」「汚い」「わからない」といった従来のいわゆる「中古住宅」のマイナスイメージを払拭し、「住みたい」「買いたい」既存住宅を選択できるようにする。このため、耐震性があり、インスペクション(建物状況調査等)が行われた住宅であって、リフォーム等について情報提供が行われる既存住宅に対し、国が商標登録したロゴマークを事業者が広告時に使用することを認める「安心R住宅」制度を創設した。
【平成29年11月6日告示公布、平成29年12月1日告示施行、平成30年4月1日標準使用開始】



制度内容

①基礎的な品質があり「安心」

- ◇新耐震基準等に適合
- ◇インスペクション(建物状況調査等)の結果、既存住宅売買瑕疵保険の検査基準に適合 (インスペクションのイメージ)

②リフォーム工事が実施されていて「きれい」

- ◇リフォーム工事によって従来の既存住宅の「汚い」イメージが払拭されている
- ◇リフォーム工事を実施していない場合は、費用情報を含むリフォーム提案書がある

③情報が開示されていて「わかりやすい」

- ◇広告時に点検記録等の保管状況が示され、さらに求めに応じて詳細情報が開示される (情報開示イメージ)

相談できる ◇事業者団体が相談窓口を設置している ・トラブルがあっても相談できる等

信頼できるリフォーム事業者の見える化

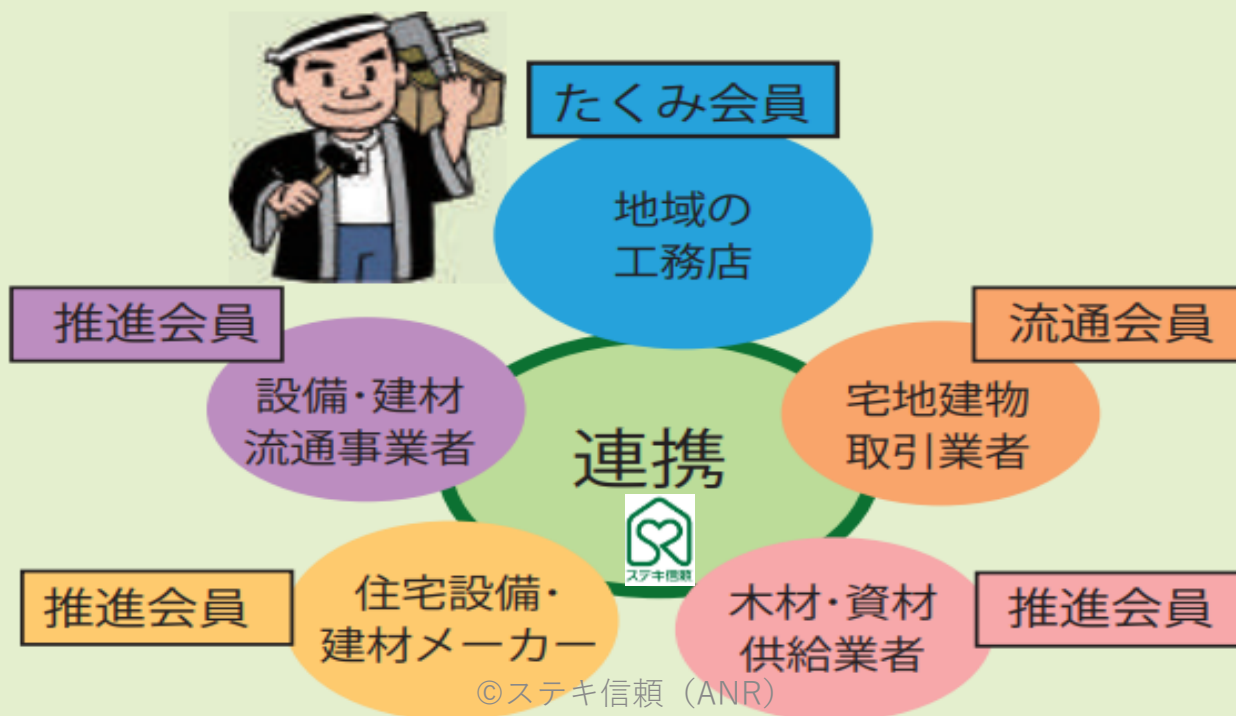
安心・安全な既存住宅の見える化

地域に密着

本協会の会員事業者は地域に根差した工務店等が中心で、建設業許可に加え、一定の専門技術者がいることが要件となっています。それぞれの地域で技術力を持った信頼のおける事業者が優良なリフォームを推進します。

住宅関連業界が一体

工務店等に加え、住宅関連のメーカーや資材設備流通事業者、さらには宅地建物取引業者などの住宅関連事業者が多く会員となっています。住宅関連事業者が一体となって相互に連携協力し、消費者のよりよい住生活実現を提案してまいります。



資料：<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main17.pdf>
動画：<https://youtu.be/r9Gatt0ZQY4>



大気汚染防止法及び政省令の 改正について

環境省
令和3年1月

本日の説明内容

- ・石綿（アスベスト）とは
- ・石綿（アスベスト）の使用状況
- ・大気汚染防止法及び政省令の改正について
- ・今後の対応

以下、できてますか？

1. 事前調査について

リフォーム工事前に事前調査をしている

<例外> 1) H18年9月1日以後

2) 木材・金属・ガラスのみ

3) 畳・電球等

事前調査の結果を発注者に説明

事前調査の結果、作業方法を現場に掲示

事前調査の結果を記録、保存

9月30日までに建築物石綿含有建材調査者の資格を取得

事前調査の結果を電子システムで報告している

※請負代金100万円以上 または 解体床面積80m²以上

以下、できてますか？

2. 作業について

- 石綿作業主任者の資格者がいる
- 石綿作業主任者が作業計画をたて、現場で指導している
- 現場作業者が4.5時間の特別教育を受講済みか確認している
- 作業を記録し、保存している

3. 工事完了について

- 石綿作業主任者が工事完了の確認をしている
- 作業完了の報告をしている
- 作業を記録し、保存している

以上、全ての項目に☑できましたか？

できていなければ、法律違反を犯しています。

違反者は6月以下の懲役

または50万円以下の罰金が科せられます。

レベル3建材に係る「8つの義務化」

	義務化内容		スケジュール		
			令3/4/1～	令4/4/1～	令5/10/1～
事前調査	事前調査	事前調査(書面・目視)	○		
		発注者への説明	○		
		現場掲示	○		
		記録・保存	○		
		有資格者(1日or2日間・試験)	資格を取得		○
	報告	報告(※1)		○	
作業	管理	計画・指導	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	作業届出	作業届出(※2)	—		
		作業記録・保存	○		
	作業	作業者教育(4.5時間)	石綿取扱作業従事者特別教育修了者		
完了	確認	作業終了の確認	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	報告等	発注者への報告、記録・保存	○		
罰則				○	

※1 解体工事 床面積80㎡以上、改造・補修工事100万円以上

※2 届出は不要だが、作業基準は遵守 ©ステキ信託 (ANR)

必要な資格

1. 請負事業者

1) 事前調査者 令和5年10月1日より義務化

- ① **一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）**
- ② **特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）**
- ③ **一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査**

※)

※一戸建て住宅や共同住宅の内部のみ実施可能。

2) **石綿作業主任者**

2. 現場作業従事者

特別教育

1-1) 石綿含有建材調査者とは

1. 建築物に含まれる石綿（アスベスト）について、建材の材質に含まれているか調査する仕事
2. 調査して、建造物に含まれる石綿の健康被害を未然に防ぐ役割を果たす
3. 受講資格あり 実務経験または石綿作業主任者

ご参考

一般建築物石綿含有建材調査者講習受講資格①

受講資格 区分番号	学 歴 等	実務経験年数
1	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：2年以上
2	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：3年以上
3	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：4年以上
4	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：7年以上
5	「1～4」に該当しない者（学歴不問）	<u>建築に関する</u> 実務経験年数：11年以上

ご参考

一般建築物石綿含有建材調査者講習受講資格②

受講資格 区分番号	学 歴 等	実務経験年数
6	建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者	実務経験年数：2年以上
7	特定化学物質等作業主任者技能講習（※1）を修了した者	<u>石綿含有建材の調査に関する</u> 実務経験年数：5年以上
8	8-a 石綿作業主任者技能講習（※2）を修了した者（実務経験年数不問）	
9	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者（※3）	
10	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上
【海外の大学で建築学課程を卒業した方など1~10に該当しない方は事務局までお問い合わせください。】		

※1 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百八号）に規定する改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号

※2 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第十八第二十三号

※3 労働安全衛生法第九十三条第一項

【参考】講習に係る標準テキスト

- 厚生労働省ホームページに掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index_00002.html

第1講座 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識

第2講座 建築一般、図面の読み方、情報入手

第3講座 現地調査の実際と留意点

第4講座 建築物石綿含有建材調査報告書の作成

一戸建て石綿含有建材調査者講習受講資格①

受講資格区分		学歴等	実務経験	各種証明書(1) ※PDF提出	各種証明書(2) ※PDF提出	各種証明書(3) ※PDF提出
1	大卒(建築) +実務2年(建築)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程(※1)を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：2年以上	実務経験証明書	卒業証明書	履修科目証明書
2	短大卒(建築3年) +実務3年(建築)	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程(※1)(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)	卒業後の建築に関する実務経験年数：3年以上	実務経験証明書	卒業証明書	履修科目証明書
3	短大卒(建築)又は 高専卒(建築) +実務4年(建築)	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(※1)を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：4年以上	実務経験証明書	卒業証明書	履修科目証明書
4	高卒等(建築) +実務7年(建築)	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程(※1)を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：7年以上	実務経験証明書	卒業証明書	履修科目証明書
5	学歴不問 +実務11年(建築)	「1~4」に該当しない者(学歴不問)	建築に関する実務経験年数：11年以上	実務経験証明書	—	—
6	建築行政又は環境(石綿)行政実務2年	建築行政または環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関わる者	実務経験年数：2年以上	実務経験証明書	—	—

一戸建て石綿含有建材調査者講習受講資格②

受講資格区分	学歴等	実務経験	各種証明書(1) ※PDF提出	各種証明書(2) ※PDF提出	各種証明書(3) ※PDF提出
7 特化作業主任者 +実務5年(石綿調査)	特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者(※2)	石綿含有建材の調査に関する 実務経験年数：5年以上	講習の修了を証明する書類	実務経験証明書	—
8 石綿作業主任者	石綿作業主任者技能講習を修了した者(実務経験年数不問)(※3)		講習の修了を証明する書類	—	—
9 各種専門官	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者(※4)		実務経験証明書	—	—
10 労働基準監督官2年	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上	実務経験証明書	—	—
11 作業環境測定士 +実務5年(石綿調査)	作業環境測定士(※5)	建築物石綿含有建材調査に関する実務経験：5年以上	登録証	実務経験証明書	—

※1 「建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程」とは、「建築学科」等建築学に係る課程であることがその名称から明らかであるもののほか、建築士法（昭和25年法律第202号）第14条に規定する一級建築士試験の受験資格又は同法第15条に規定する二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を得られる学校として公益財団法人建築技術教育普及センターが公表する学校・課程その他建築に関する課程及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が発行する学位授与申請案内中、「建築学」で示す科目数を満たすことができる学校・課程が含まれること。

※2 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百八号)による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号

※3 労働安全衛生法別表第十八第二十三号

※4 労働安全衛生法第九十三条第一項

※5 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第2条第4号に規定する第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう

ご参考

建築物石綿含有建材調査者講習会実施機関

- 一財)日本環境衛生センター
- 一社)環境科学対策センター
- 建設業労働災害防止協会
- 一社)日本石綿講習センター
- 中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター
- 同 大阪安全衛生教育センター
- 一社)茨城労働基準協会連合会
- 建設業労働災害防止協会 神奈川支部
- (株)安全教育センター
- 建設業労働災害防止協会宮城県支部
- 公社)東京労働基準協会連合会
- 一社)企業環境リスク解決機構
- 建設業労働災害防止協会 愛媛県支部、新潟県支部、長野県支部
- 一社)三重労働基準協会連合会
- 公社)石川県労働基準協会連合会
- 公益財団法人 岩手労働基準協会
- 建設業労働災害防止協会 千葉県支部

1-2) 石綿作業主任者とは

1. 工場、建築物等の解体・改修工事現場など、アスベストを扱う事業場の作業主任者になれる資格です。
2. 労働安全衛生法に定められた国家資格であり、アスベストを扱う作業においては、石綿作業主任者を選任する必要があります。
3. 事前調査者の資格者講習会を受講できます。
4. 誰でも受講可（18歳未満は？）

2. 特別教育とは

1. 石綿取扱作業従事者（特別教育）

概要

- 解体作業におけるばく露を防止
- 作業員や近隣住民を守る
- アスベストの危険性や保護具の使い方など、解体業務の実践的な内容を学ぶ
- 4.5時間聴講のみ
- 建災防や各協会で講習を開催
- WEB受講も可能

2. 販売店様が主催開催も可能

大気汚染防止法の改正により
リフォームにおいても「**規制対象**」となりました。

- 石綿飛散防止対策の強化・・・**義務化！**
レベル**3**建材(※)の**不適切な除去の防止**
健康被害防止

※解体・撤去の場合は**湿潤作業、防塵マスク着用等の**
レベルの主に住宅に使用されたアスベストを含む
サイディング、石綿スレート、軒天、Pタイル等

<規制対象>




- 特定粉じん排出等作業に係る規制基準は、特定粉じんの種類、**特定建築材料の種類**及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、**作業の方法に関する基準**として、環境省令で定めるものとする。
(新法第18条の14関係)

□ 特定建築材料

吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料とする（新令第3条の3）

- 吹付け石綿
- 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材
- **石綿含有成形板等**※1
- **石綿含有仕上塗材**※2

※1 石綿含有成形板以外のもの例えば石綿含有セメント管、石綿含有押出成形品等、板状ではない石綿含有建材が含まれる。
※2 吹付けパーライト及び吹付けパーミキュライトについては、従来どおり「吹付け石綿」に該当する。

現行大防法での扱い	届出、作業基準遵守等を義務付け		マニュアルで作業方法を明確化
レベルの分類※	レベル1	レベル2	レベル3
建材の種類	吹付け石綿	石綿含有断熱材、 石綿含有保温材、 石綿含有耐火被覆材	その他の石綿含有建材 (成形板等)
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い
使用箇所の例	①耐火建築物、準耐火建築物のはり、柱等の耐火被覆用の吹付け材 ②ビルの機械室、ボイラ室等の天井壁等の吸音、結露防止用の吹付け材  <p>付着した綿状の物質が吹付け石綿</p>	①ボイラ本体、配管等の保温材として張付け ②建築物の柱、はり、壁等に耐火被覆材として張付け ③屋根用折板裏断熱材、煙突用断熱材  <p>配管の湾曲部に取り付けてあるものが石綿含有保温材</p>	①建築物の天井、壁等に石綿含有成形板、床にビニル床タイル等を張り付け ②屋根材として石綿スレート  <p>屋根材が石綿含有スレート板</p>

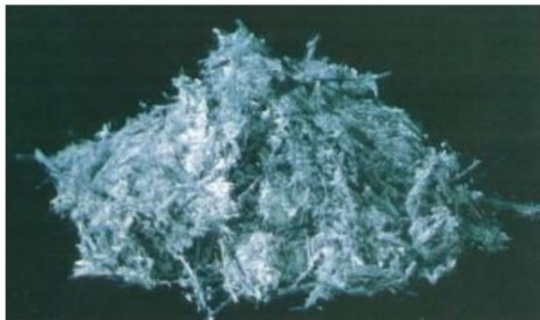
©スズキ信頼(ANR) 建設業労働災害防止協会資料及び「目で見えるアスベスト建材(第2版)」(国土交通省)より一部改変

※ レベル1、2、3の区分は、建設業労働災害防止協会による区分であり、大防法上の特定建築材料の定義との直接的な関連性はないが、同区分が一般的に広く認知されていることから、便宜的に用いている。

石綿（アスベスト）とは

- ・ 石綿は天然に生成した極めて細かい鉱物繊維（髪の毛の1/5,000程度）で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く丈夫で変化しにくいという特性を持ち、しかも安価であるため、『奇跡の鉱物』や『魔法の鉱物』と呼ばれていた。
- ・ 石綿の用途はおよそ3,000種、うち約8割は建材（吹付け材、保温・断熱材、スレート材など）として昭和30年頃から使用が一般化し、工場・ビル等から一般住宅まで、様々な建築物等に広く使用されてきた。他に摩擦材（自動車のブレーキ部品など）、シール断熱材などの用途がある。
- ・ 石綿を吸入することによって生じる疾患としては、中皮腫、肺がん等が知られている。厚生労働省の人口動態統計によると、中皮腫による死亡者は、平成7年の500人から令和元年には1,466人となっており、約20年間で約3倍に増加している。

クロシドライト（青石綿）



アモサイト（茶石綿）



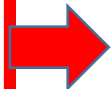
クリソタイル（白石綿）



出典：THE ASBESTOS／せきめん読本（1996年日本石綿協会）

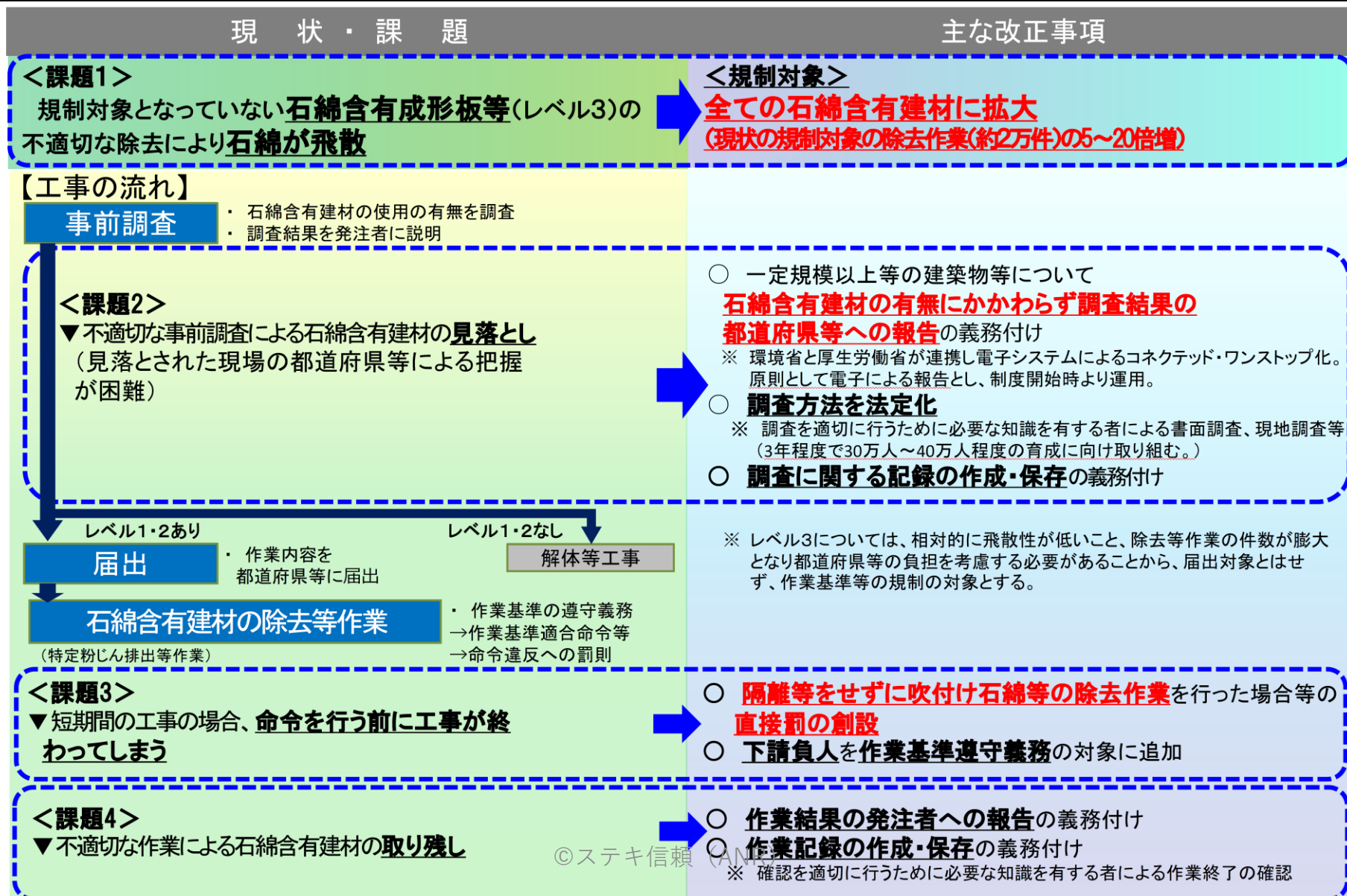
※この他にトレモライト、アクチノライト、アンソフィライトがある。

6種類



大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和2年法律第39号)の概要 (公布日:令和2年6月5日)

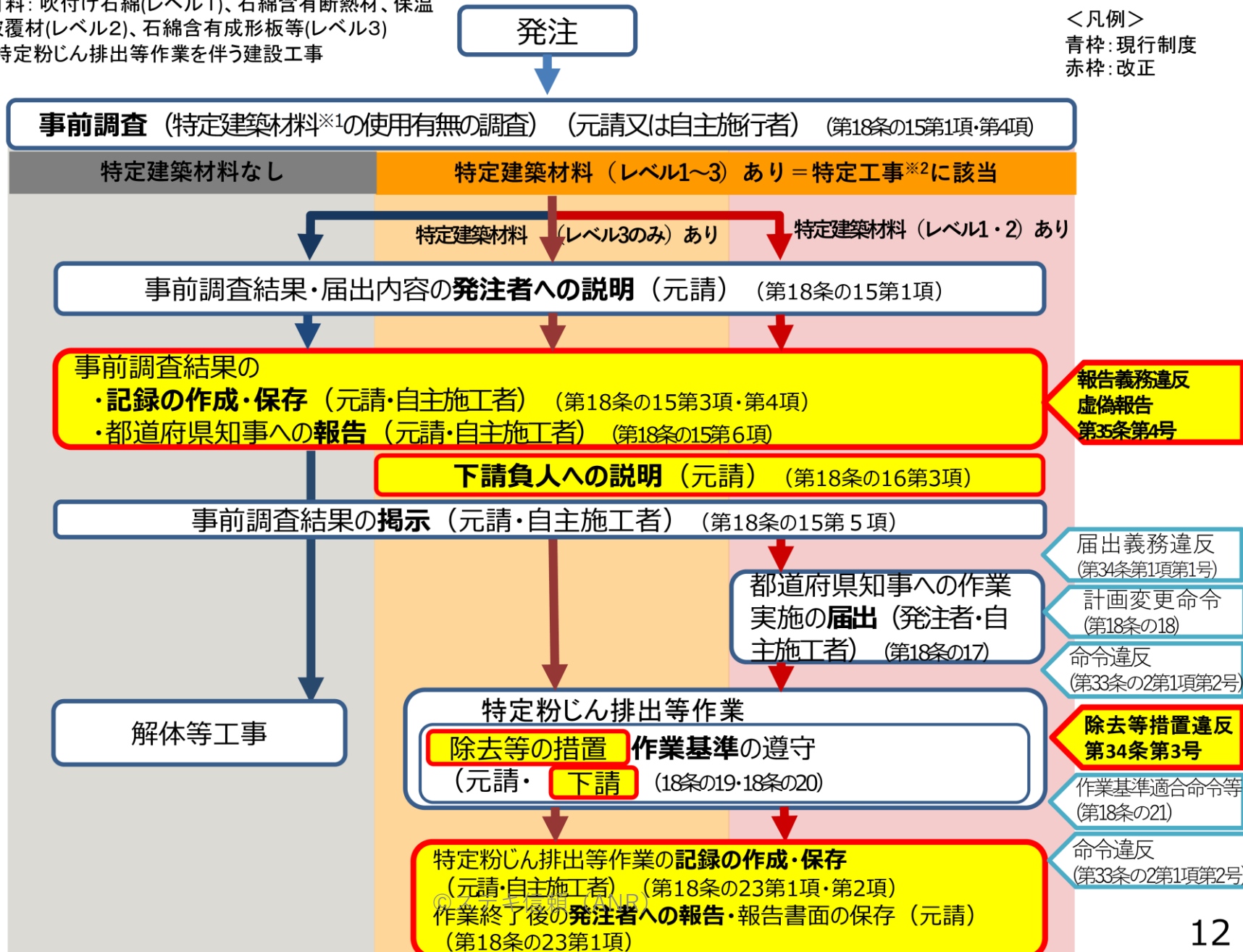
建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。



改正後の解体等工事に係る規制概要

- ※1 特定建築材料: 吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)
- ※2 特定工事: 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

<凡例>
 青枠: 現行制度
 赤枠: 改正



レベル3建材に係る「義務化」スケジュール

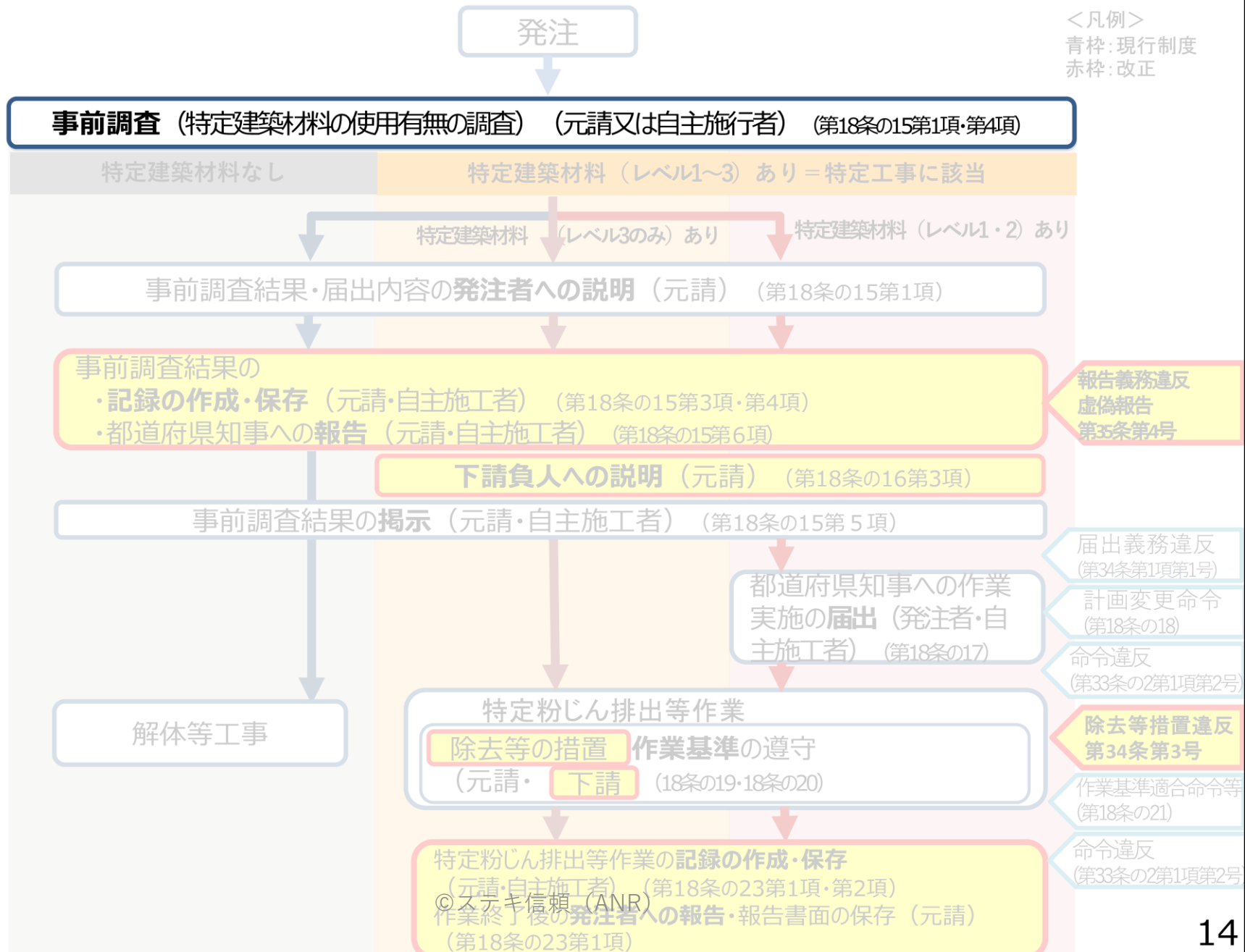
	義務化内容		スケジュール		
			令3/4/1～	令4/4/1～	令5/10/1～
事前調査	事前調査	事前調査(書面・目視)	○		
		発注者への説明	○		
		現場掲示	○		
		記録・保存	○		
	報告	有資格者(1日or2日間・試験)		資格を取得	○
作業	管理	計画・指導			石綿作業主任者(2日間・試験)
	作業届出	作業届出(※2)	—		
		作業記録・保存	○		
	作業	作業者教育(4.5時間)			石綿取扱作業従事者特別教育修了者
完了	確認	作業終了の確認			石綿作業主任者(2日間・試験)
	報告等	発注者への報告、記録・保存	○		
罰則				○	

※1 解体工事 床面積80㎡以上、改造・補修工事100万円以上

※2 届出は不要だが、作業基準は遵守 ©ステキ信託 (ANR)

改正後の解体等工事に係る規制概要

<凡例>
 青枠: 現行制度
 赤枠: 改正



<解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果、届出対象特定工事※又はそれ以外の特定工事に係る事項等を記載した書面を交付して説明しなければならない。

(新法第18条の15関係)

□ 事前調査の方法 (新規則第16条の5)

※レベル1・2 建材に係る工事



- * 解体等工事が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書等の書面により明らかである場合は、特定建築材料の有無の目視による調査は不要。

□ 事前調査を行う者※ (調査を適切に行うために必要な知識を有する者) (令和2年環境省告示第76号)

- 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者
(一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る)
- 義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

- * 設置工事の着手日を書面で確認する作業は、有資格者でなくても行うことができる。 ※令和5年10月1日から適用
施行日前でも有資格者に事前調査を行わせることが望ましい。

R3年4/1～義務化「事前調査」が不要な場合

- ・木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの
- ・畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなもの

※当該材料の除去等を行うときに周囲の材料を損傷させるおそれがない場合

- ・平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物を解体し、改造し、または改修する作業をおこなう建築工事

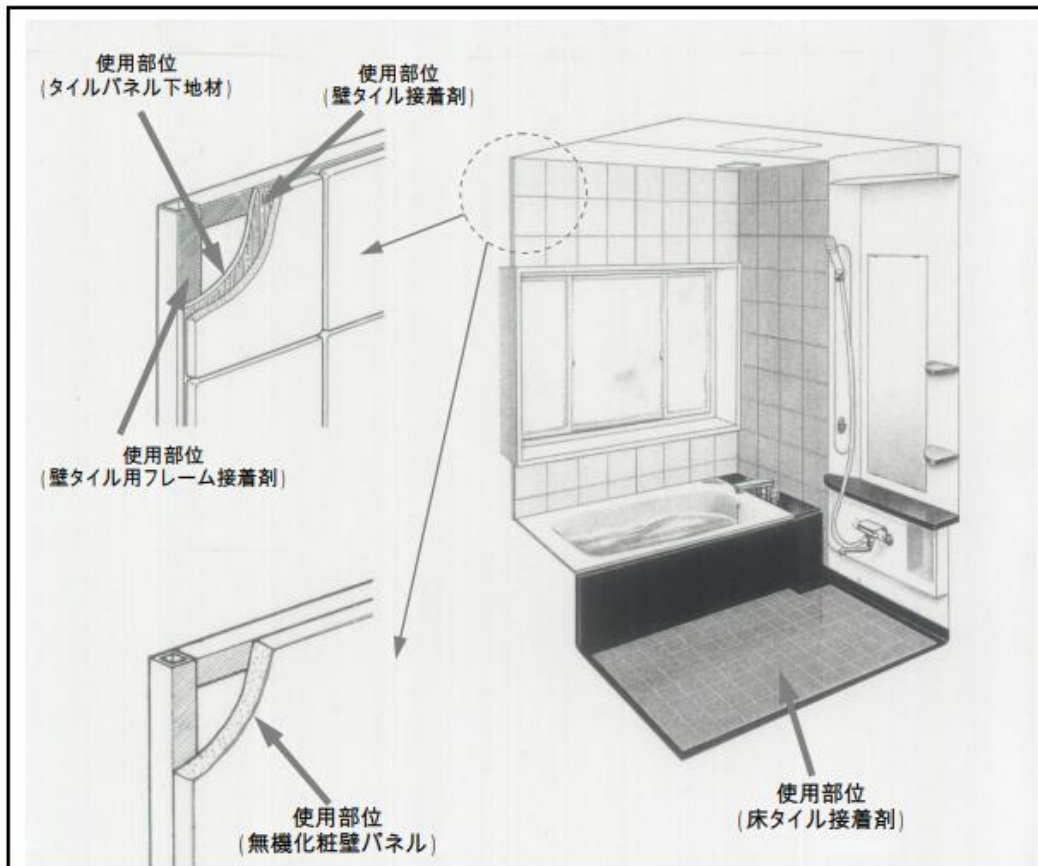
TOTO製品における石綿(アスベスト)の使用状況について

<https://www.com-et.com/jp/page/announce/asbestos/>

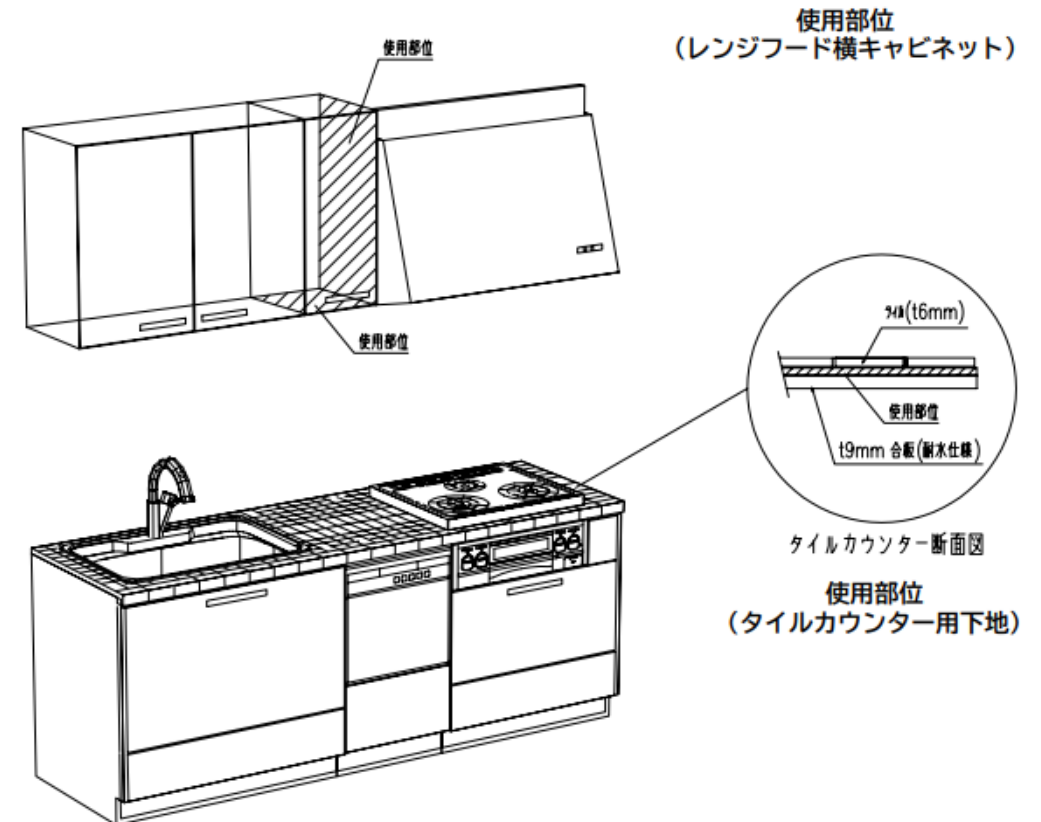
製品種類	製品(部品)名	含有石綿種類	含有量	出荷期間
大便器 小便器 洗面器 その他	Pシール、Pシールガスケット	クリソタイル (白石綿)	約5%	~'04.12
水栓金具	給水栓パッキン	クリソタイル (白石綿)	約65%	(~'89.4まで製造) ※
システムキッチン	BSKキャビネット用不燃ボード	クリソタイル (白石綿)	約15%	'86.9~'96.10
システムキッチン	システム25Jキャビネット用 不燃ボード	クリソタイル (白石綿)	約15%	'96.9~'01.2
システムキッチン	フード用不燃材	クリソタイル (白石綿)	約80%	'86.9~'01.2
サウナ	パネルヒーター用取付板	クリソタイル (白石綿)	約5%	'83.3~'91.12
ユニットバス、 システムバス	タイル壁基板	クリソタイル (白石綿)	約22%	'80.5~'04.9

【INAX】アスベスト(石綿)を含む部材の過去における使用状況一覧表:<https://inax.lixil.co.jp/warnings/050818/list.html>

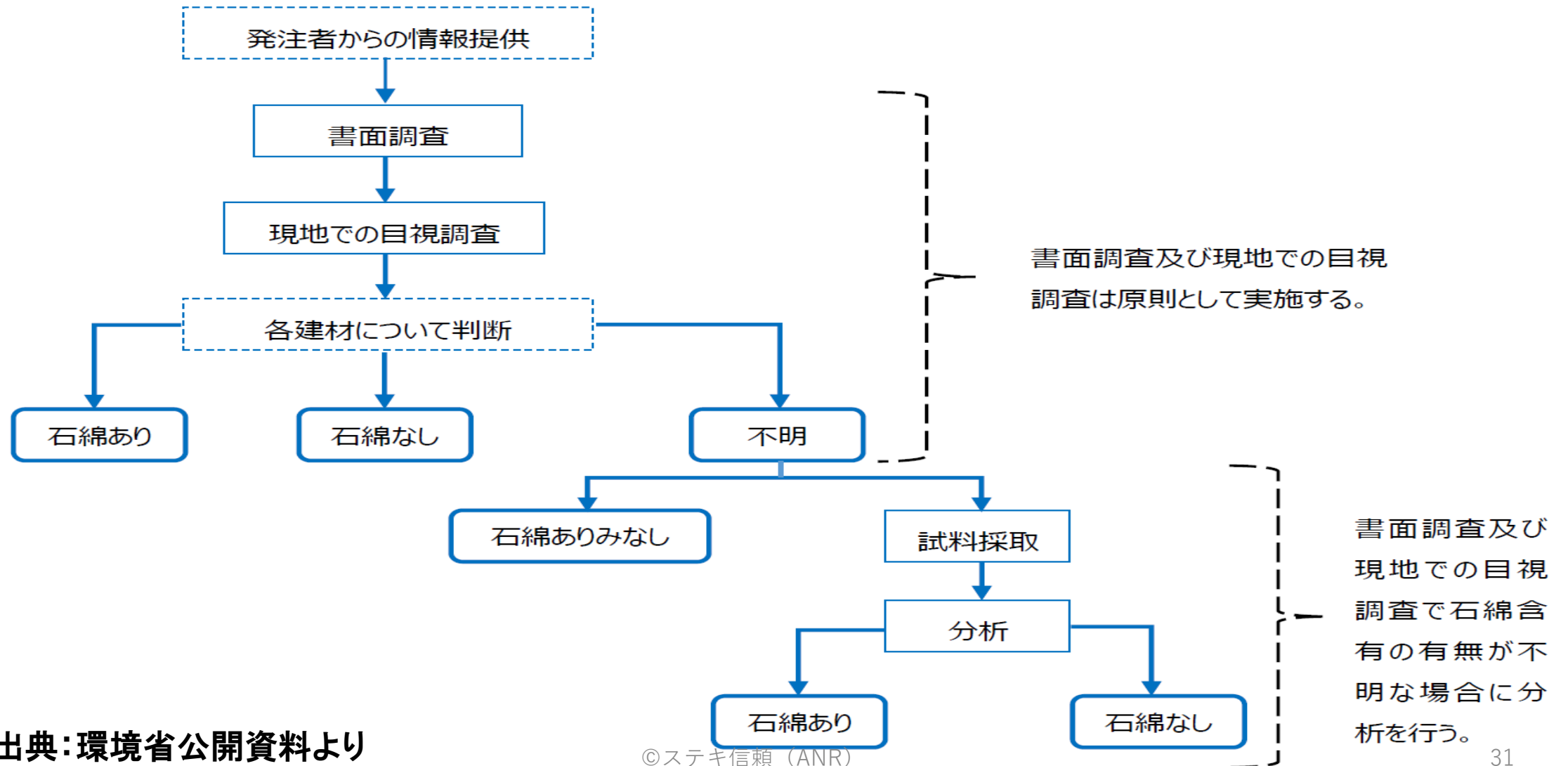
製品：ユニットバスルーム（（株）INAXにおける過去の使用部位）



製品：システムキッチン（（株）INAXにおける過去の使用部位）



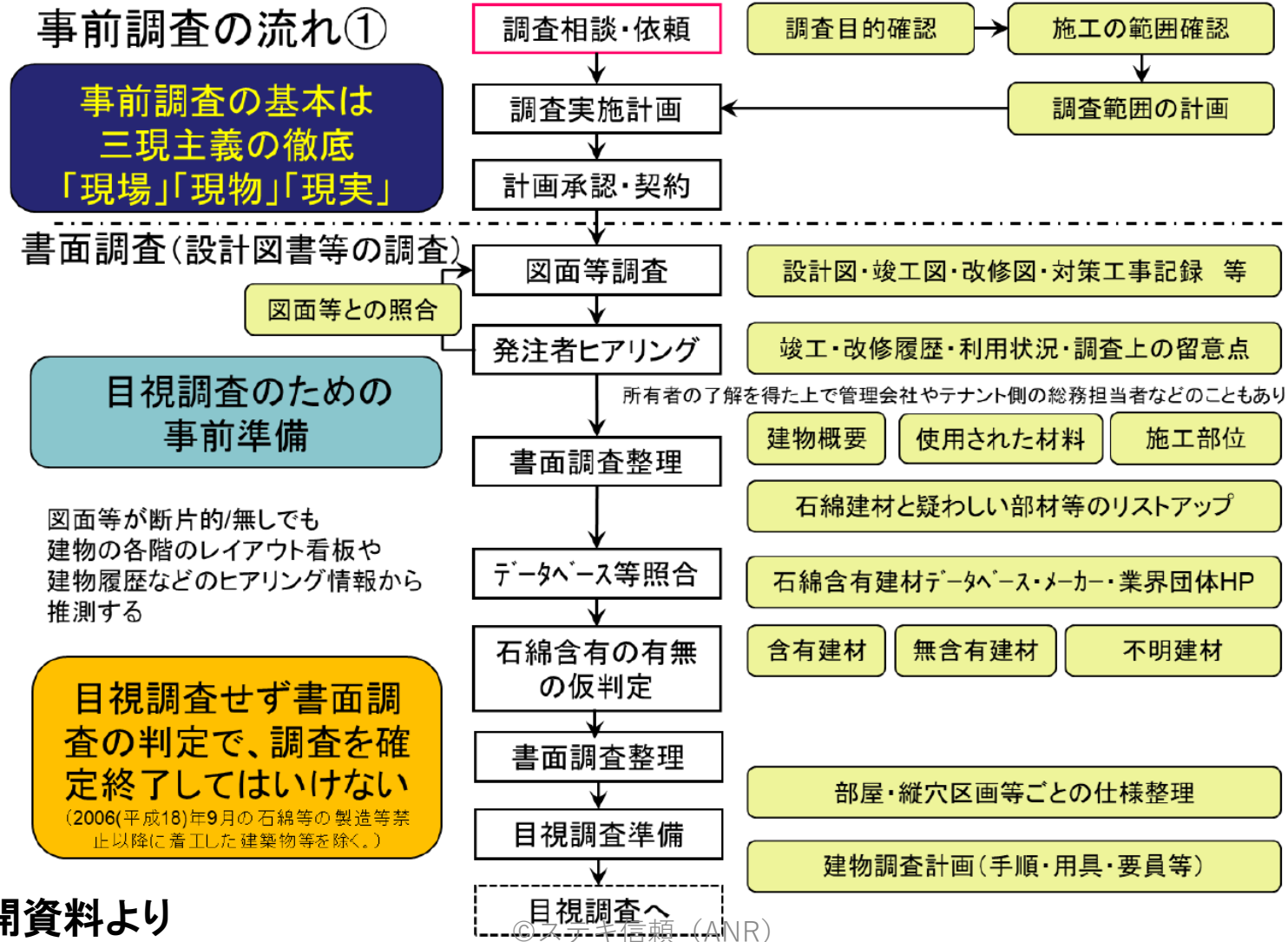
事前調査の方法【基本的流れ】



出典：環境省公開資料より

事前調査の方法【書面調査】

事前調査の流れ①



出典:環境省公開資料より

事前調査の方法【目視調査】

事前調査の流れ②

目視調査

書面調査結果との整合性
差異あり→現場優先

劣化度判定は、
調査目的など必要に応じて
各部屋調査時などに実施

みなし含有判定のみの場合

みなし含有判定と
分析による含有・無含有判定は
判定結果の持つ意味合いが
異なるため明確に区別して
取扱い、報告書等を作成

依頼者の目的にあわせた報告説明
・解体工事・改修工事計画用
・建物維持管理計画用
・不動産取引・資産管理用
など

書面調査から

外観観察

基本情報確認

構造・仕上材

周辺建物

屋上・外構確認

仕上・防水処理・煙突・設備機器・配管ダクト類

内部レイアウト確認

書面調査結果との照合(各部屋の用途等)

各部屋調査

すぐ見える内装材

見えない壁天井裏隠蔽部

過去の改修痕

縦穴区画・層間

設備機器

各部屋毎の野帳スケッチや記録写真、ワークシート等

現物確認

製品の表示、各種資料との確認、メーカー証明

含有建材とみなして判定も可

分析用試料採取

代表する検体

分析法に則した採取

分析

分析業者へ依頼

結果の確認

石綿含有の有無の判定

分析結果から石綿含有の有無の判定

使用箇所特定

報告書作成

調査目的・範囲・総括表・詳細表・分析結果等

調査報告

調査結果を発注者へ説明

表 4.3.4 事前調査結果の報告事項

大防法施行規則（第16条の11第2項）	石綿則（第4条の2）
●解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	●事業者の名称、住所及び電話番号
—	●労働保険番号
●事前調査を終了した年月日	●調査終了日
設計図書等に記載されている設置年月日により明らかに石綿非含有と判明せず、事前調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関等の名称	設計図書等に記載されている設置年月日により明らかに石綿非含有と判明せず、事前調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関等の名称
●解体等工事の場所	●解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要
●解体等工事の名称及び概要	
●解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日	●着工日等（設計図書等に記載されている設置年月日により明らかに石綿非含有と判明したガasket又はグラウンドパッキンにあっては、設計図書等の文書で確認した着工日及び設置日）
●建築材料を設置した年月日*	
解体等工事に係る建築物等の概要	事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造の概要
分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	分析調査を実施した場合は、分析調査を実施した者及び当該者が受講した講習実施機関の名称
●解体等工事の実施の期間	●解体工事又は改修等工事の実施期間
●建築物を解体する作業を伴う建設工事に該当するときは、作業の対象となる床面積の合計	●建築物の解体工事にあっては当該工事の対象となる建築物（当該工事に係る部分に限る。）の床面積の合計
建築物を改造・補修する作業を伴う建設工事又は特定の工作物を解体し、改造・補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、作業の請負代金の合計額	●建築物の改修等工事又は特定の工作物の解体等工事の作業にあっては、当該工事に係る請負代金の額
解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類	事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む。）及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠
解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要	
—	石綿使用建築物等解体等作業を行う場合にあっては、当該作業に係る石綿作業主任者の氏名
—	材料ごとの切断等の作業（石綿を含有する材料に係る作業に限る。）の有無並びに当該作業における石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法及び当該作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

備考 1) 設計図書等に記載されている設置年月日により、明らかに石綿非含有と判明した場合は●のついた項目について報告

備考 2) ※は、設計図書等に記載されている設置年月日により、明らかに石綿非含有と判明したガasket又はグラウンドパッキンに限る。

1

参考資料
現場調査の項目を
押さえましょう！
（調査結果の報告は来々
令和4年4月1日からで
すが、調査の参考に・・・）

尚、義務化となる報告は
新システムでスマホでも
できる予定

「gBizID」 <https://gbiz-id.go.jp>

※一つの入力で、都道府県・所管労働
基準監督署に同時に報告可能

出典
 建築物等の解体等に
 係る石綿ばく露防止
 及び石綿飛散漏えい防
 止対策徹底マニユ
 アルより

石綿含有建材を検索する

<https://www.asbestos-database.jp/>



石綿 (アスベスト) 含有建材データベース



HOME | 当サイトについて | 関連情報 | ご利用上の注意 | NEWS

この石綿（アスベスト）含有建材データベースは、建設事業者、解体事業者や住宅・建築物所有者等が、解体工事等に際し、使用されている建材の石綿（アスベスト）含有状況に関する情報を簡便に把握できるようにすることを目的として、建材メーカーが過去に製造した石綿（アスベスト）含有建材の種類、名称、製造時期、石綿（アスベスト）の種類・含有率等の情報を提供するものです。検索の対象となる登録されている建材情報の収集方法等について、十分にご了解いただき、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、大気汚染防止法及び廃棄物の処理及び清掃等に関する法律等の関係法令を遵守した上でご利用ください。

建材を検索する

[検索についての注意](#)

複数の単語を入力する場合は、スペース（空白文字）で区切ってください。

検索範囲 建材名（一般名） 商品名 製造時メーカー名 現在メーカー名 型番・品番

[詳細条件を指定する](#)

©ステキ信頼（ANR）

石綿含有建材を調べる



- https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3/01.pdf

- 両面印刷、2つ折り冊子版
https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3/02.pdf

メーカーホームページで確認

<例>

製品の区分 (防火材料認定番号)	商品名	厚さ	アスベスト使用期間
アスベスト石膏積層板 9mm (不燃 第1013号)	不燃タイガーボード9 不燃ジプトーン 不燃マーブルトーン	9mm	昭和47年7月 ～ 昭和54年5月
不燃石膏積層板 (不燃 第1004号)			昭和54年6月 ～ 昭和61年8月
石膏吸音ボード (準不燃 第2006号)	準不燃 タイガートーン (不燃紙張り)	9mm	昭和45年7月 ～ 昭和54年5月
吸音用あなあきせっこうボード (準不燃 第2019号)			昭和54年6月 ～ 昭和59年3月
化粧石膏吸音ボード (準不燃 第2010号) (準不燃 第2014号)	ニュータイガートーン (不燃紙張り)	9mm	昭和50年12月 ～ 昭和59年3月
ガラス繊維網入り石膏ボード	なし (耐火ウォールA及びB 専用)	15mm	昭和51年4月 ～ 昭和61年6月

<例>

商品別石綿使用状況

会社名	商品名	石綿を使用した期間	使用していた石綿の種類	石綿含有率 (%)	無石綿への切り替え時期	2005年6月現在石綿疾病者数 〔死亡・入院加療中〕(人)				操業期間	特記事項
						(1) 従業員・社員	(2) 関係業者	(3) 家族	(4) 周辺住民		
ニチハ(株)	ゴールデン モエンサイディング	昭和49年11月～56年4月	当初の1ヶ月余り白・茶使用, その後白単独使用	8	昭和56年4月廃盤	0	0	0	0	昭和49年11月～56年4月	
	モエンサイディング-M	—	—	—	—	—	—	—	—	昭和56年5月～現在	
	モエンサイディング W	—	—	—	—	—	—	—	—	昭和56年10月～現在	
	モエンエクセラード	—	—	—	—	—	—	—	—	平成2年10月～現在	
	モエンレジェンドール	—	—	—	—	—	—	—	—	平成13年10月～現在	
	モエンニューグランドール	—	—	—	—	—	—	—	—	平成13年10月～現在	
	モエンサイディングS	—	—	—	—	—	—	—	—	平成元年10月～現在	
	ニチハ耐火野地板	—	—	—	—	—	—	—	—	昭和56年10月～現在	
	センチュリー耐火野地板	—	—	—	—	—	—	—	—	平成13年10月～現在	
	パミール	—	—	—	—	—	—	—	—	平成2年11月～現在	
	モエンアート	—	—	—	—	—	—	—	—	平成9年9月～現在	
ニチハアウティ	—	—	—	—	—	—	—	—	平成元年10月～現在		
三井(旧)材工業(株)	センチュリーボード	—	—	—	—	—	—	—	—	習志野工場： 昭和39年11月～平成13年9月	平成13年10月に弊社へ経営統合 現在：ニチハマテックス(株)
	センチュリーグランドール	—	—	—	—	—	—	—	—		
	三井耐火野地板	—	—	—	—	—	—	—	—		
	センチュリーボードAⅡ	—	—	—	—	—	—	—	—	衣浦工場： 平成元年2月～平成13年9月	
	センチュリーボードAⅢ	—	—	—	—	—	—	—	—		
センチュリーデコール	—	—	—	—	—	—	—	—			
大建(旧)工業	真打Aシリーズ	—	—	—	—	—	—	—	—	高萩工場： 平成元年6月～平成16年9月	平成16年10月に事業交換に よって弊社へ営業譲渡。 現在：高萩ニチハ(株)
	真打A(TA)シリーズ	—	—	—	—	—	—	—	—		
	真打Tシリーズ	—	—	—	—	—	—	—	—		

レベル3建材に係る「義務化」スケジュール

	義務化内容		スケジュール		
			令3/4/1～	令4/4/1～	令5/10/1～
事前調査	事前調査	事前調査(書面・目視)	○		
		発注者への説明	○		
		現場掲示	○		
		記録・保存	○		
		有資格者(1日or2日間・試験)	資格を取得		○
	報告	報告(※1)		○	
作業	管理	計画・指導	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	作業届出	作業届出(※2)	—		
		作業記録・保存	○		
	作業	作業者教育(4.5時間)	石綿取扱作業従事者特別教育修了者		
完了	確認	作業終了の確認	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	報告等	発注者への報告、記録・保存	○		
罰則				○	

※1 解体工事 床面積80㎡以上、改造・補修工事100万円以上

※2 届出は不要だが、作業基準は遵守 ©ステキ信託 (ANR)

特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要

①特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く） 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く） 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、事項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業
②特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1 吹付け石綿 (、 m ²) 2 石綿を含有する保温材 (、 m ²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 (、 m ²) 4 石綿を含有する断熱材 (、 m ²) 5 石綿を含有する仕上塗材 (、 m ²) 6 石綿を含有する成形板等 (、 m ²) 詳細は別紙 のとおり
④特定粉じん排出等作業の方法	除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他 ()
⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	
⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙 のとおり
⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙 のとおり
⑧作業の指示	設置予定年月日 年 月 日
	設置場所 別紙 のとおり
⑨特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。
 備考 1 解体等工事が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）に該当する場合に作成すること。
 2 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）工程を明示した特定工事（特定排出等工事）の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す日程表、図面等）。

（元請業者が作成及び発注者に説明する場合の様式例）

年 月 日

解体等工事に係る事前調査説明書面

①発注者 住所 氏名（法人にあっては名称及びその代表者の氏名） 様
 ②元請業者 住所 氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名） 電話番号
 大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所	(解体等工事の名称)		
④解体又は改造・補修着手年月日	年 月 日	延床面積	m ²
⑤解体等工事の種類	解体 改造・補修	階数	階建
⑥建築物等の竣工年	昭和・平成 年		
⑦建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物 (<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他 ()) (<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> その他工物物		
⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名	講習実施機関の名称	(<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他 ())
⑨調査を終了した年月日	年 月 日		
⑩調査の方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無	<input type="checkbox"/> 石綿有又は石綿みなし有（詳細は別紙1のとおり） <input type="checkbox"/> 石綿無	
	⑬破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所		
⑭事前調査	設置予定年月日	年 月 日	
	設置場所	別紙 のとおり	
⑮大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要		

備考 1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。
 2 工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。 ⑯発注者氏名（法人にあっては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名） _____ 年 月 日
発注者へこの書面の説明を行いました。 ⑰元請業者氏名（法人にあっては名称並びに説明を行った者の職及び氏名） _____ 年 月 日

参考資料
 お施主様への説明雛形

出典
 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

レベル3建材に係る「義務化」スケジュール

	義務化内容		スケジュール		
			令3/4/1～	令4/4/1～	令5/10/1～
事前調査	事前調査	事前調査(書面・目視)	○		
		発注者への説明	○		
		現場掲示	○		
		記録・保存	○		
		有資格者(1日or2日間・試験)	資格を取得		○
	報告	報告(※1)		○	
作業	管理	計画・指導	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	作業届出	作業届出(※2)	—		
		作業記録・保存	○		
	作業	作業者教育(4.5時間)	石綿取扱作業従事者特別教育修了者		
完了	確認	作業終了の確認	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	報告等	発注者への報告、記録・保存	○		
罰則				○	

※1 解体工事 床面積80㎡以上、改造・補修工事100万円以上

※2 届出は不要だが、作業基準は遵守 ©ステキ信託 (ANR)

<解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、事前調査に関する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、かつ、事前調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。
(新法第18条の15第5項関係)

□ 事前調査結果等の掲示 (新規則第16条の9、第16条の10)

- 掲示の大きさ：長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上 (A3用紙以上の大きさ。縦長・横長問わず)
- 掲示内容：解体等工事の元請業者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果など

□ 作業方法等の掲示 (作業基準) (新規則第16条の4第2号)

- 掲示の大きさ：長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上 (A3用紙以上の大きさ。縦長・横長問わず)
- 掲示内容：届出年月日、届出先、元請業者の名称、作業実施期間及び方法など

□ 現場への備え置き：解体等工事の施工期間中、常に現場にある事務所等に備え置くだけでなく、工事を施工する者や都道府県等が事前調査に関する記録の写しを現場で確認可能な状態にする。

石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去等を含む作業(塵出対象)記入例 ※掲示サイズは(横420mm以上、縦297mm以上)。

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法施行規則第16条の4第1号の規定による事前調査結果の報告^{注1)}、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第5号の2の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出)を行っております。^{注2)} 石綿障害予防規則第3条第6項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定部分の届出作業について以下のとおり、お知らせいたします。^{注3)}

事業場の名称：〇〇〇〇解体工事作業所^{注4)}

届出先及び届出年月日	東京都〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号	元請業者(自主施工者)	〇〇〇〇株式会社
調査終了年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	元請業者(工事の施工者かつ調査者)	〇〇〇〇株式会社
届出先	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	元請業者(工事の施工者かつ調査者)	〇〇〇〇株式会社
解体等工事期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日	調査方法の概要(調査箇所)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
石綿含有(特定建築材料)の種類、判断根拠	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
石綿含有(吹付け)	1階 吹き付け石綿 クリスタイル ^{注5)}	石綿含有(吹付け)	1階 吹き付け石綿 クリスタイル ^{注5)}
石綿含有(なし)	1～4階 トライ内PS(保温材) ^{注6)} 1～4階 床:ビニル床シート ^{注6)} 、天井:フレキシブルボード ^{注6)} 他 ^{注6)}	石綿含有(なし)	1～4階 トライ内PS(保温材) ^{注6)} 1～4階 床:ビニル床シート ^{注6)} 、天井:フレキシブルボード ^{注6)} 他 ^{注6)}
石綿含有(特定建築材料)の処理方法	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	石綿除去(特定部分の届出)作業の方法	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
使用する資材及びその種類	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	使用する資材及びその種類	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

注1) 工事に係る部分の床面積の合計が60㎡以上の建築物の解体工事、課負金額100万円以上の建築物の改修工事等の場合。
注2) 注1)に定められた方法以外の方法を行う場合の記載例

石綿含有成形部等、石綿含有仕上塗材の除去等作業(塵出対象)記入例 ※掲示サイズは(横420mm以上、縦297mm以上)。

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法施行規則第16条の4第1号の規定による事前調査結果の報告^{注1)}、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第5号の2の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出)を行っております。^{注2)} 石綿障害予防規則第3条第6項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定部分の届出作業について以下のとおり、お知らせいたします。^{注3)}

事業場の名称：〇〇〇〇解体工事作業所^{注4)}

調査終了年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	元請業者(自主施工者)	〇〇〇〇株式会社
届出先	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	元請業者(工事の施工者かつ調査者)	〇〇〇〇株式会社
解体等工事期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日	調査方法の概要(調査箇所)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
石綿含有(特定建築材料)の種類、判断根拠	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
石綿含有(吹付け)	1階 吹き付け石綿 クリスタイル ^{注5)}	石綿含有(吹付け)	1階 吹き付け石綿 クリスタイル ^{注5)}
石綿含有(なし)	1～4階 トライ内PS(保温材) ^{注6)} 1～4階 床:ビニル床シート ^{注6)} 、天井:フレキシブルボード ^{注6)} 他 ^{注6)}	石綿含有(なし)	1～4階 トライ内PS(保温材) ^{注6)} 1～4階 床:ビニル床シート ^{注6)} 、天井:フレキシブルボード ^{注6)} 他 ^{注6)}
石綿含有(特定建築材料)の処理方法	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	石綿除去(特定部分の届出)作業の方法	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
使用する資材及びその種類	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	使用する資材及びその種類	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

注1) 工事に係る部分の床面積の合計が60㎡以上の建築物の解体工事、課負金額100万円以上の建築物の改修工事等の場合。
注2) 注1)に定められた方法以外の方法を行う場合の記載例

参考例①
「届出対象」レベル1・2 建材除去

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告^{注1)}、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。
石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称: ○○○○解体工事作業所		発注者または自主施工者	
届出先及び届出年月日	東京○○ 労働基準監督署 東京(都)道・府・県 ○○市(区)	令和○○年○○月○○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○不動産(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
調査終了年月日	令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日	住所 東京都○○区○-○
看板表示日	令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日	
解体等工事期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日		
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日		
調査方法の概要(調査箇所)		元請業者(工事の施工者かつ調査者)	
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階~4階) ※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例)1階機械室(改修等工事対象場所)		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		住所 東京都○○区○-○	
【石綿含有あり】 1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル 1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし) エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1~4階 トイレ内PS 保温材③ 1~4階 床:ビニル床タイル③、天井:フレキシブルボード④ その他の建材④⑤		現場責任者氏名 ○○ ○○ 連絡場所 TEL 03-xxxx-xxxx ○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。	
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		調査を行った者(分析等の実施者)	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	○(除去)・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他	氏名又は名称及び住所	
集じん排気装置	機種・型式・設置数	事前調査・試料採取を実施した者 ①特定建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○-○○	
	排気能力(m ³ /min)	分析を実施した者 ②○○環境分析センター 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○-○○	
	使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)	その他事項	
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液:○○○○ ・固化用薬液:○○○○ ・隔離用シート(厚さ:床○mm、その他○mm) ・接着テープ 等	調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	
その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法	(例)・吹付け層に薬液を含浸する等により表層面を被覆する封じ込め工法 ^{注2)} (例)・板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法 ^{注2)}		
備考:その他の条例等の届出年月日	○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○月○日届出)		

注1) 工事に係る部分の床面積の合計が 80m² 以上の建築物の解体工事、請負金額 100 万円以上の建築物の改修等工事等の場合
注 2) 封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例

図 4.6.1 石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去等を含む作業 (届出対象) 記入例 ※掲宗サイズは (横 420mm 以上、縦 297mm 以上)

参考例②
「届出非対象」レベル3 建材除去

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ		
本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。 ^{注)}		
石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。		
事業場の名称: ○○○○解体工事作業所		
調査終了年月日	令和○○年○○月○○日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
看板表示日	令和○○年○○月○○日	○○○○開発(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
解体等工事期間 令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日		住所 東京都○○区○-○
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間 令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日		
調査方法の概要(調査箇所)		
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階~3階)		元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		
【石綿含有あり】 外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイル 1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 クリソタイル 2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル クリソタイル 2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイル		住所 東京都○○区○-○ 現場責任者氏名 ○○ ○○ 連絡場所 TEL 03-xxxx-xxxx
【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階 倉庫 吹付けロックウール ③ 1~3階 床:ビニル床シート⑤、壁:けい酸カルシウム板第1種:④ 天井:岩綿吸音板③ その他の建材④⑤		○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去・その他	
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	石綿含有成形板等 (例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらパール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらパール等で除去を行う。	
	石綿含有仕上塗材 (例)剥離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。	
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液:○○○○ ・剥離剤:○○○○ ・養生用シート(厚さ:○mm) ・接着テープ 等	
備考:その他の条例等の届出年月日		
○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○月○日届出)		
		調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日
その他事項		

注)工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

図 4.6.2 石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等作業(届出非対象)記入例 ※掲示サイズは(横420mm以上、縦297mm以上)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

3-3

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^{注)}
大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。

事業場の名称: ○○○○解体工事作業所		
調査終了年月日	令和○○年 ○月 ○日	元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者)
看板表示日	令和○○年 ○月 ○日	氏名又は名称(法人にあつては代表者の氏名)
解体等工事期間: 令和○○年 ○月 ○日 ~ 令和○○年 ○月 ○日		○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○○○
調査方法の概要(調査箇所)		
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 ※建物の着工日で石綿含有なしを判断した場合は、書面調査のみとなる		住所 東京都○○区○-○
【調査箇所】建築物全体(1階~3階)		現場責任者氏名 ○○○○ 連絡場所 TEL 03-×××-××××
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		
石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)		調査を行った者(分析等の実施者)
【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1~3階 床:ビニル床タイル③ ビニル床シート③、天井:岩綿吸音板③、けい酸カルシウム板第1種③、壁:スレートボード⑤ 外壁 仕上塗材③		氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①日本アスベスト調査診断協会登録者 氏名 ○○ ○○ 会員番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○-○○
※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合の例 建築物の着工日が2006年9月1日以降⑤		分析を実施した者 ②○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○ 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○-○○
その他の事項		
調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日		

参考例③
「届出非対象」石綿使用なし

注) 工事に係る部分の床面積の合計が[※]80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

図 4.6.3 石綿使用なし記入例 ※掲示サイズは (横 420mm 以上、縦 297mm 以上) ©ステキ信頼 (ANR)

42.0cm以上

42.0cm以上

事前調査掲示イメージ図

石綿(アスベスト)の事前調査結果

調査の方法 書面調査・現地目視調査
(実施者:)
分析調査(実施者:)

事前調査の結果 吹付け石綿
石綿含有保温材
石綿含有成形板等(みなし)

調査終了年月日 ●年●月●日

元請業者(自主施工者) (株)○○○○

作業内容等の掲示イメージ図

建築物等の解体・改修等作業に関するお知らせ

届出先 ○○労働基準監督署
○○県

届出年月日 ●年●月●日

特定粉じん排出等作業の実施期間 ●年●月●日~●年●月●日

作業の方法 除去・囲い込み・封じ込め
集じん・排気装置の機種・型式・台数
排気能力・使用するフィルタの種類
使用する資材及び種類、排出又は飛散の抑制方法……

発注者 (株)○○○○
元請業者 (株)○○○○

A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上であれば、
縦・横はどちらでも可。

29.7cm以上